

平成27年第3回市議会定例会において可決された意見書

教育予算の拡充を求める意見書

平27. 9. 30 第3回定例会で可決
提出先 衆議院議長，参議院議長
内閣総理大臣，内閣官房長官
財務大臣，文部科学大臣
総務大臣

我が国は、OECD諸国に比べて、小中学校における一学級当たりの児童生徒数や教員一人当たりの児童生徒数が多くなっています。

しかしながら、第7次教職員定数改善計画の完成後9年もの間、国による教職員定数改善計画が策定されていない状況が続いており、自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏づけされた同計画の策定が必要です。

また、教職員が児童生徒一人一人と向き合うことができる教育環境を整備し、子供たちへのきめ細かな対応や学びの質を高める教育を実現する必要があります。

さらに、現行学習指導要領により授業時数や指導内容が増加する中で、いじめや不登校、貧困による教育格差の解消及び障害のある児童生徒への対応などの課題もあります。

こうした諸課題の解決に向けて、少人数教育の推進を含む計画的な教職員の定数改善が不可欠です。

いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われていますが、国の施策として教職員の定数改善に向けた財源保障をすべきであります。

よって、国におかれては、平成28年度の予算編成において、下記事項を実現されるよう強く要請します。

記

1. 子供たちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。とりわけ、小学校2年生以上においても、学級編制の標準を35人に引き下げること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。